



— 生きがいとゆとりをめざして —

第57回 全国知的障害福祉関係職員研究大会 鹿児島大会

第7分科会 「その人らしく生きる」を支える

シンポジウム 権利擁護の視点に立った支援とは

「意思決定支援の実践上の課題を考える」

社会福祉法人 同愛会

障害者支援施設 光輝舎

菊地 月香



同愛会・あいのかわ福祉会 法人理念

人と人との関わりを福祉の原点とし

地域における生活を多面的に捉え

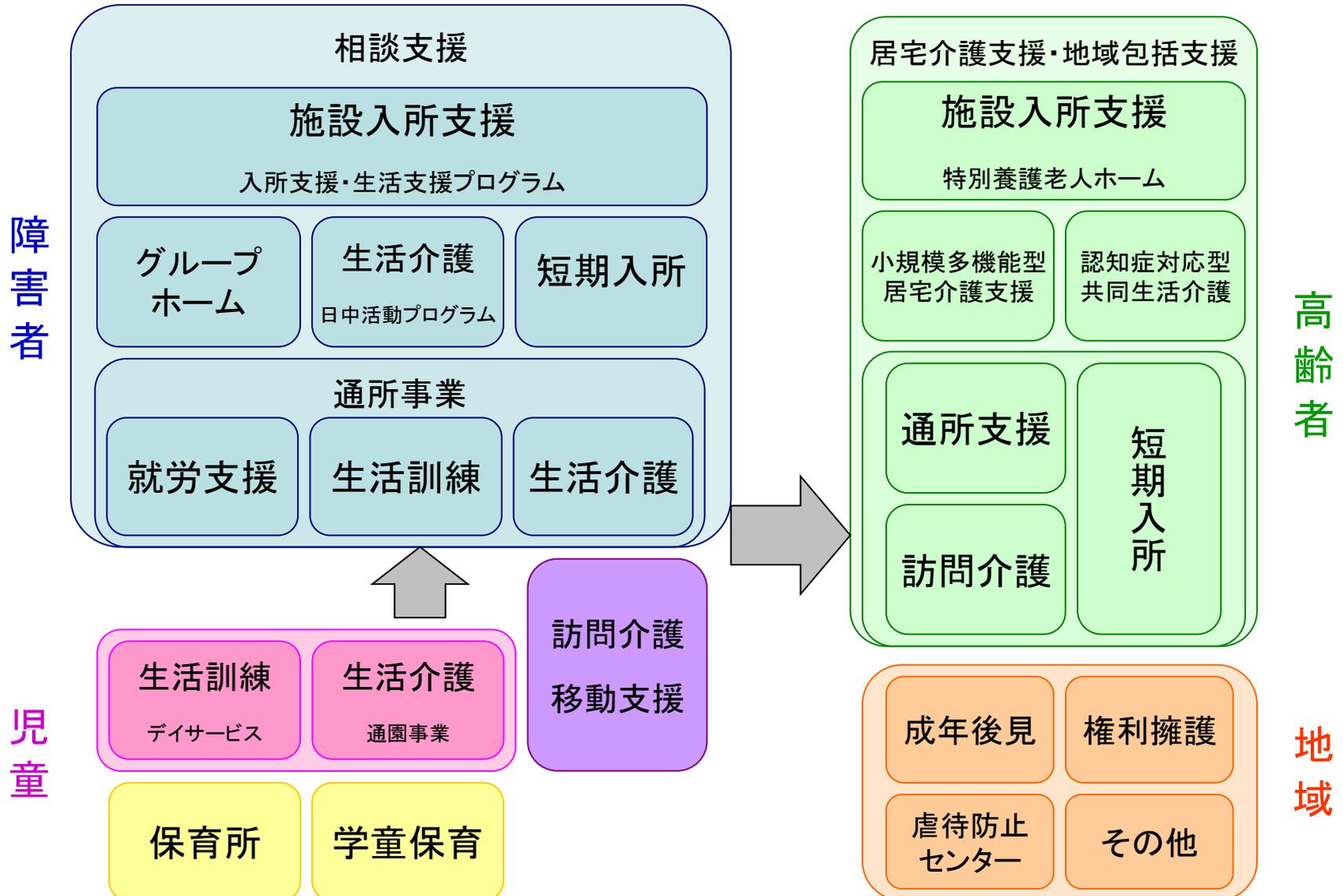
障害の種別・年齢・信条などにとらわれずに

個別的な価値観とライフスタイルに応じた支援

を実施することを基本に福祉活動を行う



ライフステージに応じた包括支援体制





事業体制



◆障害関係事業

入所施設 短期入所

通所施設（生活介護・就労支援・cafe）

訪問介護 ケアホーム 相談支援

◆高齢関係事業

デイサービス 訪問介護

居宅介護支援事業所

小規模多機能型生活介護事業所

認知症対応型グループホーム

小規模特別養護老人ホーム

◆児童関係事業

保育所 学童保育 短期入所

放課後等デイサービス





事業所配置図



ワークス共育

四季の花
四季の空

ライキ園
野美
ピアレス
星の郷
こすもす
おおみや保育園
ふにゅう保育園

International Social service Culture center (ISC)

宇都宮市障がい者
生活支援センター

コミュニティサポートセンター
ひかり

障害者地域生活
定着支援センター

芳賀郡障害児者
相談支援センター

かがやき

光輝舎

リヴェット
那珂川苑

那須共育学園
レスピット
ワインズ
カリーグ
さくら
あゆも
Honey Bee
かねだ保育園
あさか保育園



那須地区障害児者
相談支援センター

リフレ
藍
かをる
四季の風
かねだの里
ピアレス
東部地区地域
包括支援センター



事業概要

経営主体： 社会福祉法人 同愛会

事業所名： 障害者支援施設 光輝舎

開設： 平成13年4月1日

新体系移行： 平成20年6月1日

生活介護（70名：入所52名＋通所）

施設入所支援（52名）

短期入所（6名） 日中一時支援（3名）

委託・指定相談支援事業（一般・特定・児童）





事業所名： グループホーム かがやき

開設： 平成30年4月1日

事業内容： 共同生活援助(10名)
短期入所(3名)
体験利用居室(1名)



光輝舎・かがやきともに
芳賀郡地域生活支援拠点
(はが地区あんしんネット)へ登録



利用者の状況

平均障害支援区分…5.9

平均年齢…58.7歳

主な疾患

脳性麻痺、脳血管疾患、脊髄損傷、糖尿病、
多発性硬化症、小脳変性症、モヤモヤ病、
筋ジストロフィー、二分脊椎、脳挫傷後遺症、
高次脳機能障害、加齢に伴う機能低下、
視聴覚障害 てんかん、知的障害、統合失調症
アレキサンダー病、遷延性意識障害 等



当施設の7つの柱

① 個々のニーズに基づいた支援

② 日中活動とクラブ活動による余暇の提供

③ 食事や買い物等の毎月の外出支援

④ 海外を含む毎年の旅行支援

⑤ 季節や趣向に応じた行事の開催

⑥ 社会参加を通じた社会福祉の向上

⑦ 施設の機能を生かした公益的な取組

意思決定支援って何だろう…？

日本知的障害者福祉協会 倫理綱領

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。



3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

日本知的障害者福祉協会 ホームページより



障害者権利条約 第12条

1. 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
3. 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。



4. 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使 に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が、障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反及び不当な影響を生じさせないこと、障害のある人の状況に対応し及び適合すること可能な限り最も短い期間に適用すること、並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査に服することを確保するものとする。当該保護は、当該措置が障害のある人の権利及び利益に 及ぼす影響の程度に対応したものとす
5. 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、財産の所有又は相続についての、自己の財務管理についての並びに銀行貸付、抵当その他の形態の金融上の信用への平等なアクセスについての障害のある人の平等な権利を確保するためのすべての適切かつ効果的な措置をとる。締約国は、また、障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

外務省 ホームページ

「障害者の権利に関する条約」より抜粋



意思決定支援ガイドライン

- ①事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理
- ②相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理
- ③事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること

平成29年3月31日 厚生労働省発出
「障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドライン」より抜粋

意思決定支援

自ら意思の決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関し、自らの意思が反映された生活を送れるよう、可能な限り、自ら意思決定できるような支援

本人の判断能力

慎重なアセスメント

意思決定が必要な場面

- ①日常生活における場面
- ②社会生活における場面

人的・物理的環境による影響

本人に関わる職員や関係者による人的な影響
環境による影響
本人の経験の影響 等

①自己決定の尊重

本人の意思確認ができるあらゆる工夫を行う。

②不合理と思われる決定でも他者への権利侵害がない場合は尊重

不利益が考えられる場合は、意思決定した結果を最大限尊重しつつ、リスクの予測と対応を検討

③本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、関係者が集まり、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら、本人の意思・選好を推定



最善の利益の判断 ←最後の手段

本人の意思の推定が困難な場合、関係者の協議により、本人の最善の利益を判断する。

【留意事項】

- ①メリット・デメリットの検討
- ②相反する選択肢の両立
- ③自由の制限の最小化

事業者以外の視点からの検討

様々な関係者が多様な視点から意思決定支援を進める

成年後見人等の権限との関係

成年後見人等の意思決定支援の参画を促し、検討を進める

意思決定支援の判断根拠や結果を残し、積み上げるため、記録の方法や内容について検討することが有用



意思決定支援を必要とする場面

サービス等
利用計画作成

その他の相談
(一般相談)

意思決定支
援

個別支援計画作成

日常生活場面
における相談援助

意思決定支援って特別なもの…？

利用者の方との関わりから



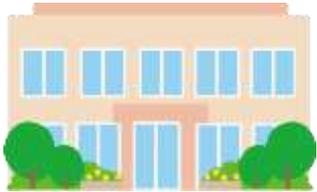


事例①

同居していた兄の死亡により、入所となった全盲および知的障害の女性。

平成25年大腸がん発症により、ストマ増設するも転移見られ、徐々に全身状態が悪化。11月中旬に医師と身元保証人である甥と協議し、積極的治療はせず、施設での看取りの方向性となる。

事業所として、明確なターミナルケア対応の必要性がこれまでなかったため、職員全体での看取りに対する意識醸成、家族、医療機関との対応および方針の共有、緊急時の体制等、様々な検討を進めることとなった。





事例②

腸閉塞による入院中に誤嚥性肺炎を繰り返し、胃瘻造設となった男性利用者。

退院後、当施設へ入所し、個別支援計画のモニタリングに際し本人の希望を聞くと「何でもいいから口から食べたい。」という訴えがある。家族からも同様のニーズが聞かれた。

本人の状況としては唾液の嚥下も可能であり、普段から咽も見られない。入院するまでは通常通り経口摂取していたことも踏まえ、可能性を把握するため、総合病院の専門外来で検査を行い、機能的な問題は見られず。

しかし、リスクが高いこと、入院中の病院で胃瘻を造設したならそのままの方が良いのではないかとDr.より診断があった。





事例③

頸椎損傷による長期療養型病床への入院から、車椅子生活となり、短期入所を経て、グループホームへ入所した発達障害・糖尿病の男性。知的障害で独居の父親（70代）がお菓子パン等を週2回～3回差し入れる。

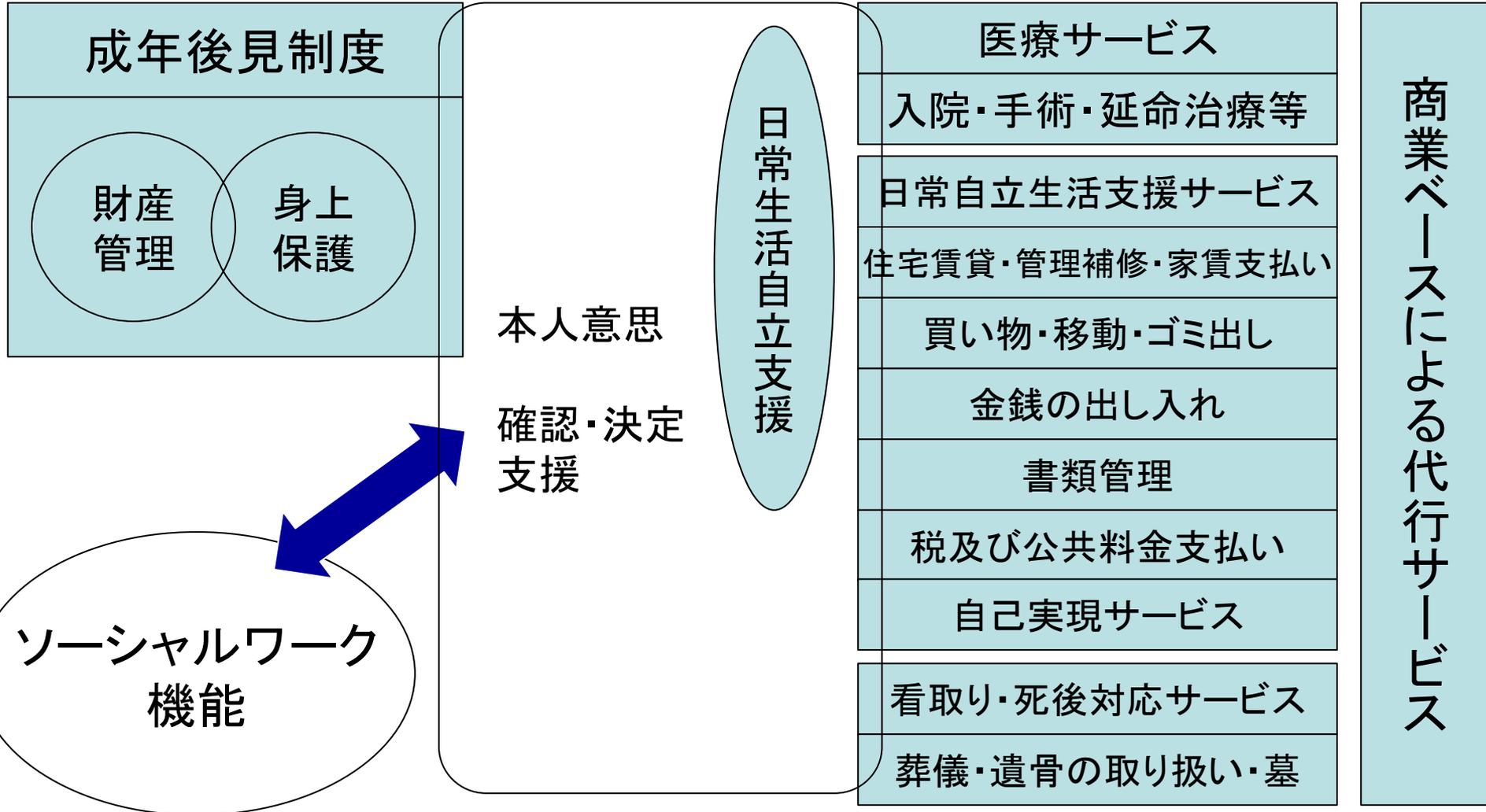
体重の増加に伴い、ADLの低下がみられ、本人と話し合ったところ、差し入れのお菓子の摂取量を調整することとなるが、面会時に父親に職員へ内緒で持ち込ませていることが判明。本人と話し合いをしたところ、「体重管理を徹底したいため、父親に差し入れはしないよう」話してほしいとのこと。ところがある日、行政の担当者より電話があり…。



生活の主体性を支える意思確認決定支援の構造

【法的契約能力】

【日常生活上の生活支援サービス選択能力】



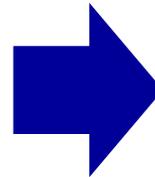
2018年10月 大橋謙策

利用者の意思・ニーズとは…？



ニーズとは？

- ① 表明されたニーズ
- ② 感知されたニーズ
- ③ 規範的ニーズ
- ④ 比較ニーズ



- ① 情緒的サポート
- ② 手段的サポート
- ③ 評価的サポート
- ④ 情動的サポート

1972年 ブラッドショー

ソーシャルサポートネットワークの機能

求めと必要と合意に基づく支援

意思決定支援に向けてすべきことは…？



意思決定支援に向けた支援者の役割

支援仮説に基づくアプローチとアセスメント

様々な体験・経験の機会の提供

意思決定のできる環境調整・整備

職員のスキルアップに向けた育成

他機関との連携



当事業所での取組例

生活支援記録法

個別支援計画作成時
の根拠

職員のトレーニング

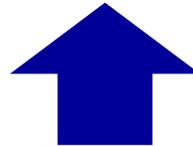
【生活支援記録法】

多職種協働によるチームケアにおいて、生活支援の観点から、支援の根拠、利用者とその環境との相互作用（働きかけと反応）利用者の生活変化、これらをもとにしたケアプランへの根拠などが明示可能な、支援経過記録の方法



生活支援記録法とは？

多職種連携による利用者への支援



計画に基づく方針・目的

観察

支援の根拠

利用者の生活変化

利用者と環境の相互作用
(働きかけと反応)

個別支援計画書

利用者	氏名		個別支援計画	作成者	
	生年月日	昭和 年 月 日生 (年齢 才)		計画作成日 (初回)	平成 年 月 日
	性別	男 ・ 女		計画作成日 (変更)	平成 年 月 日
支給決定日	年 月 日	指定相談支援事業者			
支給期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			(予定)	

1、利用者の意向及び総合的な支援方針

利用者の意向 (具体的なニーズ)	総合的な支援方針
<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて生活したい。 ・外出や行事に参加し様々なことを体験し、楽しく過ごしたい。 ・ストレスを軽減したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意向や生活のペースに配慮しつつ、施設日課を通して安心して落ち着いて生活が進めるように支援する。 ・活動や外出、行事等の様々な体験を通して、楽しく生活できるように支援する。 ・定期的な面会を通して、家族との関係を維持する。
備考:	備考:

2、支援目標

(1) 長期 (内容及び期間等)	(2) 短期 (内容及び期間等)
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意向を大切に、考えや思いを尊重しながら生活のリズムを確立させる。 ・活動や外出に参加し、様々な体験を通し、日常生活の充実を図る。 ・家族との交流を通し、関係を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の日課に沿って生活し、施設の生活に慣れる。 ・活動や外出に参加する。 ・家族の面会を通して、気分転換を図る。



生活支援記録法の項目

- F (Focus: 着眼点) : ニーズ、気がかり
- S (Subjective Data: 主観的情報) : 利用者の言葉
- O (Objective Data : 客観的情報)
: 観察や他職種から得られた情報、対応
- A (Assessment : アセスメント) : 気づき、判断
- I (Intervention : 介入)
: 援助者の対応、声掛け、介護、支援
- P (Plan : 計画) : 当面の対応予定



年月日	内 容	備考
R.O.O.O	F: モニタリングに基づく本人の意向	
	O: 施設での生活にも慣れ、本人も緊張が取れてきているようだが、他の利用者が活動しているところへは入らない様子。	
	I: 活動しないの？	
	S: 大丈夫。	
	O: 他の利用者のところへ入りづらいのか、それとも活動の意味がわかりにくいのか、やりたくないのか？	
	I: 近くで見よう。	
	S: 大丈夫。	
	O: 活動している利用者たちの大きな笑い声が聞こえてくると、表情が陰しくなり、耳に手を当てる。	
	A: 急な大きな声や音が苦手なのかもしれない。無理に活動へ誘わず、どの位まで過ごせるか、観察が必要。	
	P: 人が集まっている場所に行く時は、本人の表情や様子を観察した上で参加を判断する。 少しでも不安軽減につながるよう、声の掛け方等を工夫していく。	



さいごに

利用者の意思

様々な体験・経験

環境調整・設定

利用者の反応

意思決定支援

権利擁護

専門性の向上

リスクマネジメント

サービスの質向上